

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	手数料の徴収		
根拠法令(条例等)	鳩山町水道事業給水条例(昭和43年条例第16号)		
根拠条項	<p>(手数料)</p> <p>第30条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき1万円</p> <p>(2) 第8条第1項の指定の更新を受けるとき 1件につき1万円</p> <p>(3) 第8条第2項の設計審査(材料確認を含む。)をするとき 1回につき1,000円</p> <p>(4) 第8条第2項の検査をするとき 1回につき1,550円</p> <p>(5) 第20条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき1,550円</p> <p>(6) 給水中止手数料 1件につき800円</p> <p>(7) 第33条第2項の確認をするとき 1回につき1,550円</p> <p>(8) 各種証明手数料 1件につき200円</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	給水の停止		
根拠法令(条例等)	鳩山町水道事業給水条例(昭和43年条例第16号)		
根拠条項	<p>(給水の停止)</p> <p>第34条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1) 水道の利用者が、第10条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。</p> <p>(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等	鳩山町水道事業給水条例施行規程		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	過料		
根拠法令(条例等)	鳩山町水道事業給水条例(昭和43年条例第16号)		
根拠条項	<p>(過料)</p> <p>第40条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	料金を免れた者に対する過料		
根拠法令(条例等)	鳩山町水道事業給水条例(昭和43年条例第16号)		
根拠条項	<p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第41条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	指定の取消し		
根拠法令(条例等)	鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業規程第3号)		
根拠条項	<p>(指定の取消し)</p> <p>第8条 町長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第12条各項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 第16条の規定による町長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 第17条の規定による町長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	6	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	指定の停止		
根拠法令(条例等)	鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業規程第3号)		
根拠条項	<p>(指定の停止)</p> <p>第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			